

国土利用計画法の概要について

令和7年3月26日

佐賀県国土利用計画審議会

目的

国土利用計画及び土地利用基本計画の策定、土地取引の規制に関する措置その他土地利用の調整措置により、総合的かつ計画的な国土の利用を図る。

基本理念

健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図る。

国土利用計画審議会の職務権限範囲

国土利用計画

国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等を定める。

全国計画

都道府県計画

市町村計画

基本

基本

基本

土地利用基本計画

土地利用に関する諸計画を総合的に調整する土地利用に関するマスタープラン。

五地域区分

- ①都市地域
- ②農業地域
- ③森林地域
- ④自然公園地域
- ⑤自然保全地域

即する

- ・都市計画法
- ・農振法
- ・森林法
- ・自然公園法
- ・自然環境保全法
- ・その他

土地利用の調整等に関する事項

土地利用審査会の職務権限範囲

土地取引の規制に関する措置

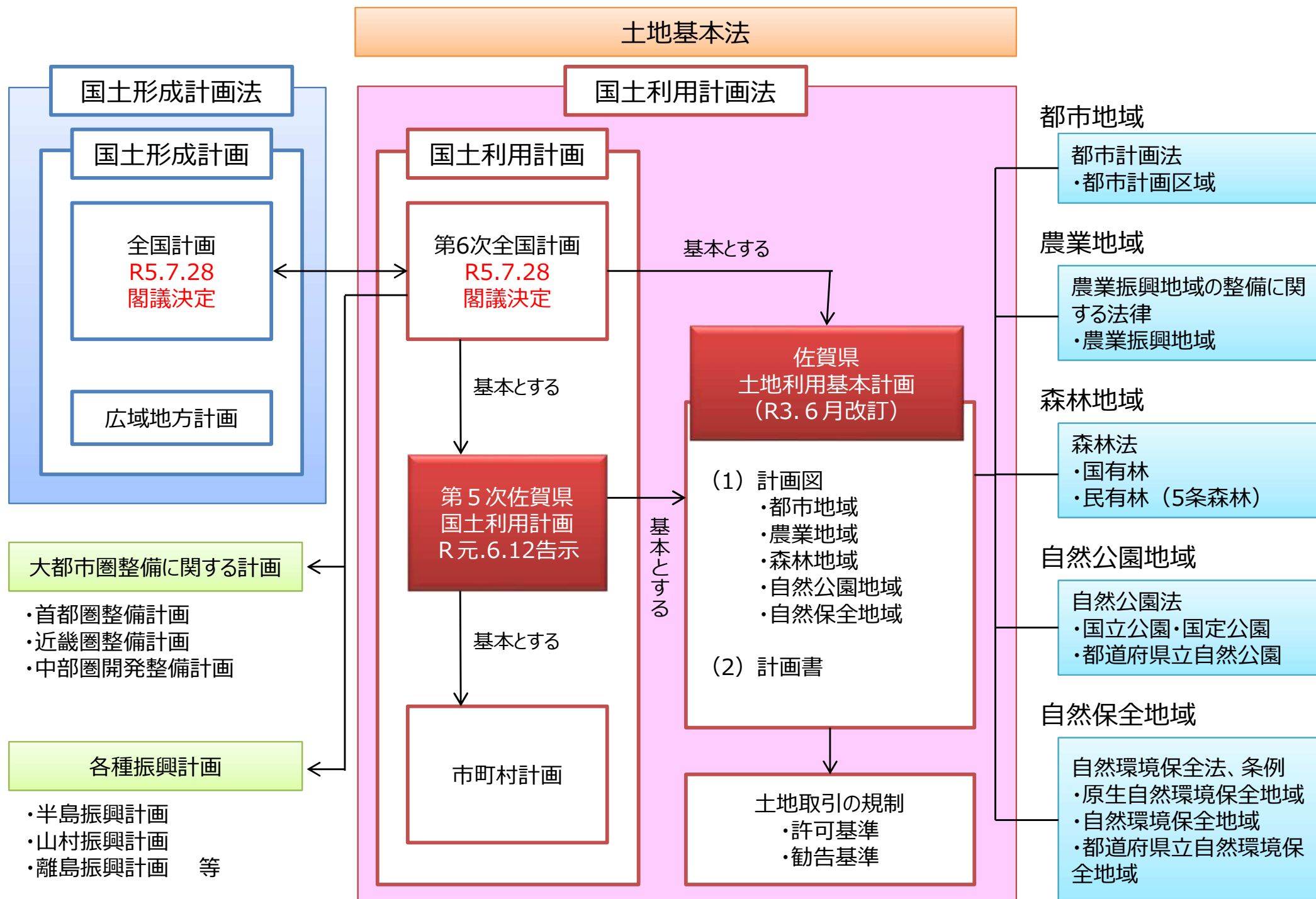
土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。

許可制	届出制		
	事前届出		事後届出
規制区域	監視区域	注視区域	その他の区域

※現在、県内に規制区域、監視区域、注視区域の指定はなく、すべて事後届出制

遊休土地に関する措置

届出等を経て取得された後、2年が経過した一定規模以上の低未利用地で、利用を特に促進する必要があるものについて、通知・勧告等を行う。



土地利用基本計画とは...その1

1 国土利用計画法の基本理念

- ・ 国土は限られた資源
- ・ 国土は生活・生産の基盤
- ・ 公共の福祉の優先
- ・ 自然環境の保全

2 国土利用計画との違い

『国土利用計画』 ……国土（県土）の利用に関する基本的かつ
長期的な構想

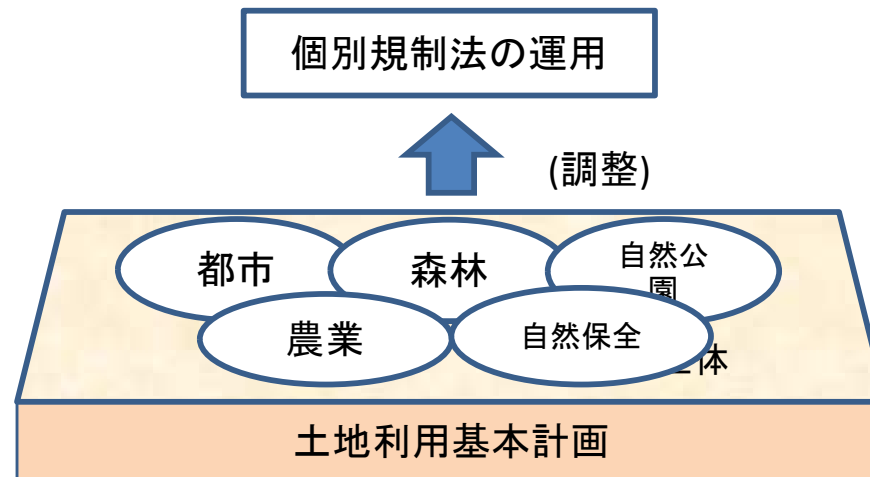
『土地利用基本計画』 ……県域の土地利用に関する諸計画を総合的に
調整・方向付けする計画

※土地利用基本計画は、法第9条により策定が必須となっている

土地利用基本計画とは...その2

3 土地利用基本計画の機能

- ① 県域の土地利用に関する基本的な方向付け
(国土利用計画との重複)
- ② 県内を5地域に区分し、個別規制法の関係者が一堂に議論することで、個別規制法を相互に調整



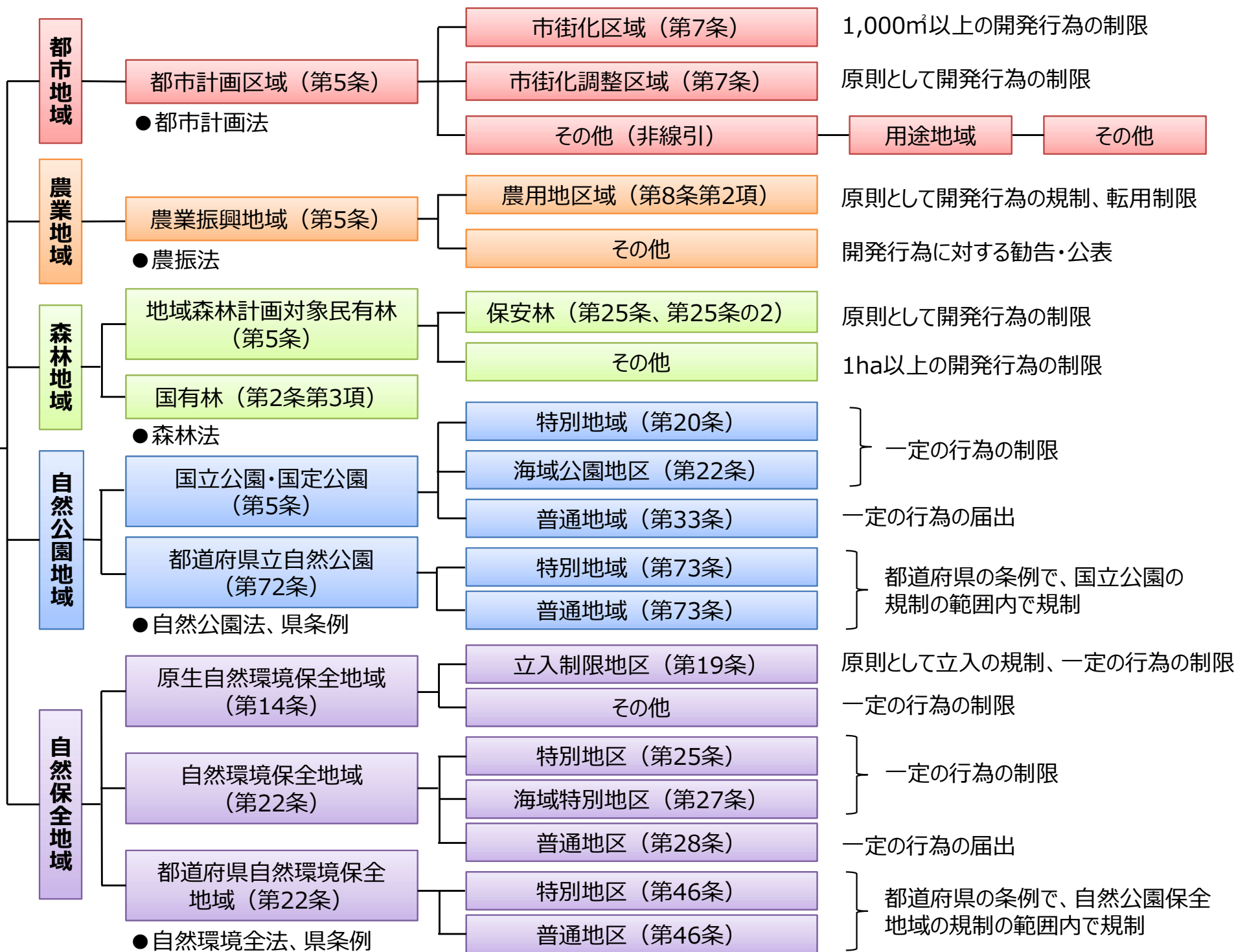
土地利用基本計画図の統一システムの導入

◎導入に至った経緯

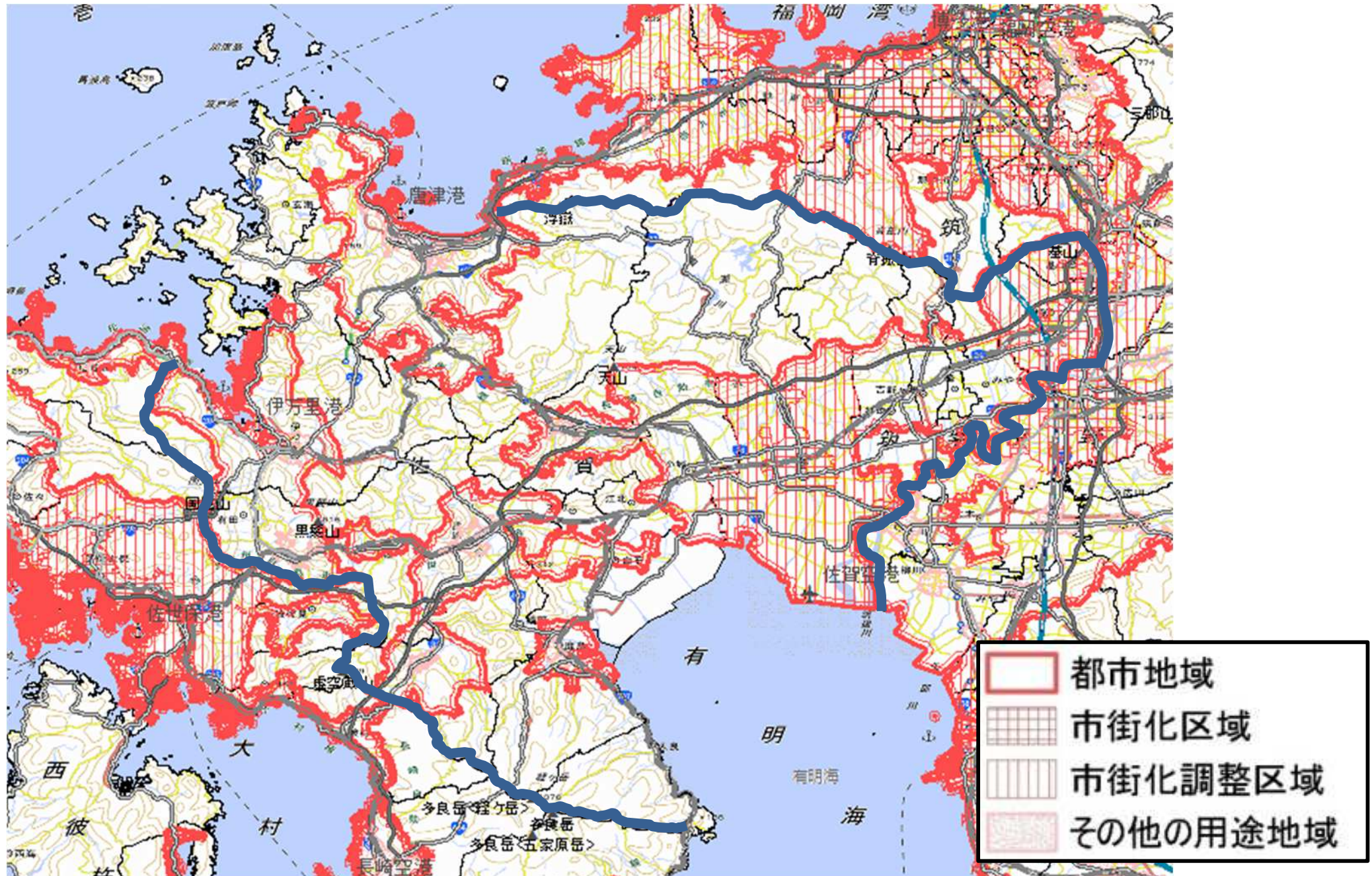
- 各府県ごとに紙図面で管理され、国全体情報の把握ができない。
- 変更協議の際に、各府県は国に対して膨大な紙資料を提出する必要がある。
出てくる。
- 一般国民や他の自治体が地図情報入手できない。



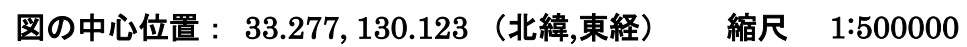
土地利用調整総合支援ネットワークシステム
(通称LUCKYシステム) を国が導入(H14)



都市地域（都市計画区域）



図の中心位置： 33.277, 130.123（北緯,東経） 縮尺 1:500000

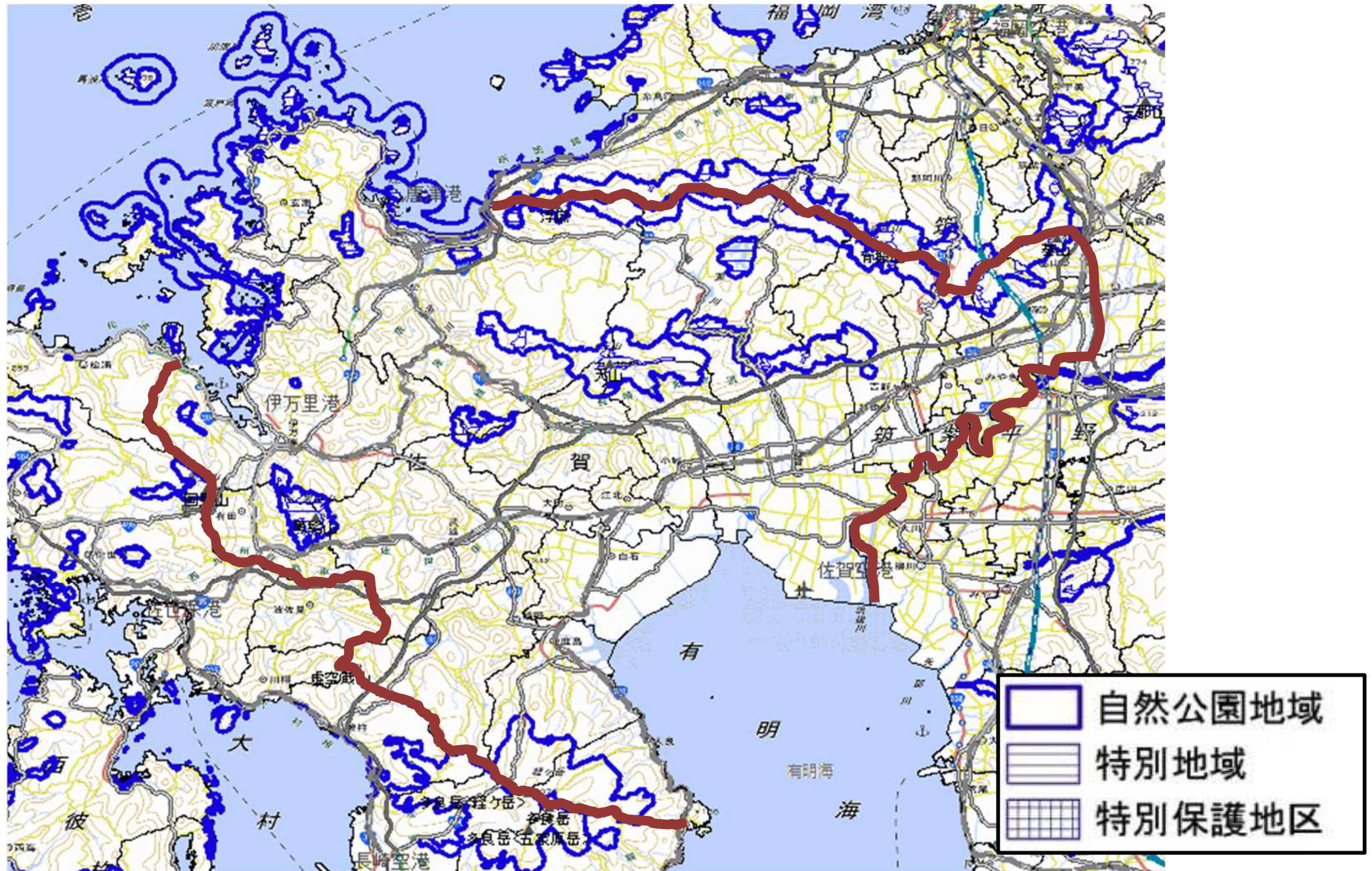


森林地域（国有林＋森林法5条森林）



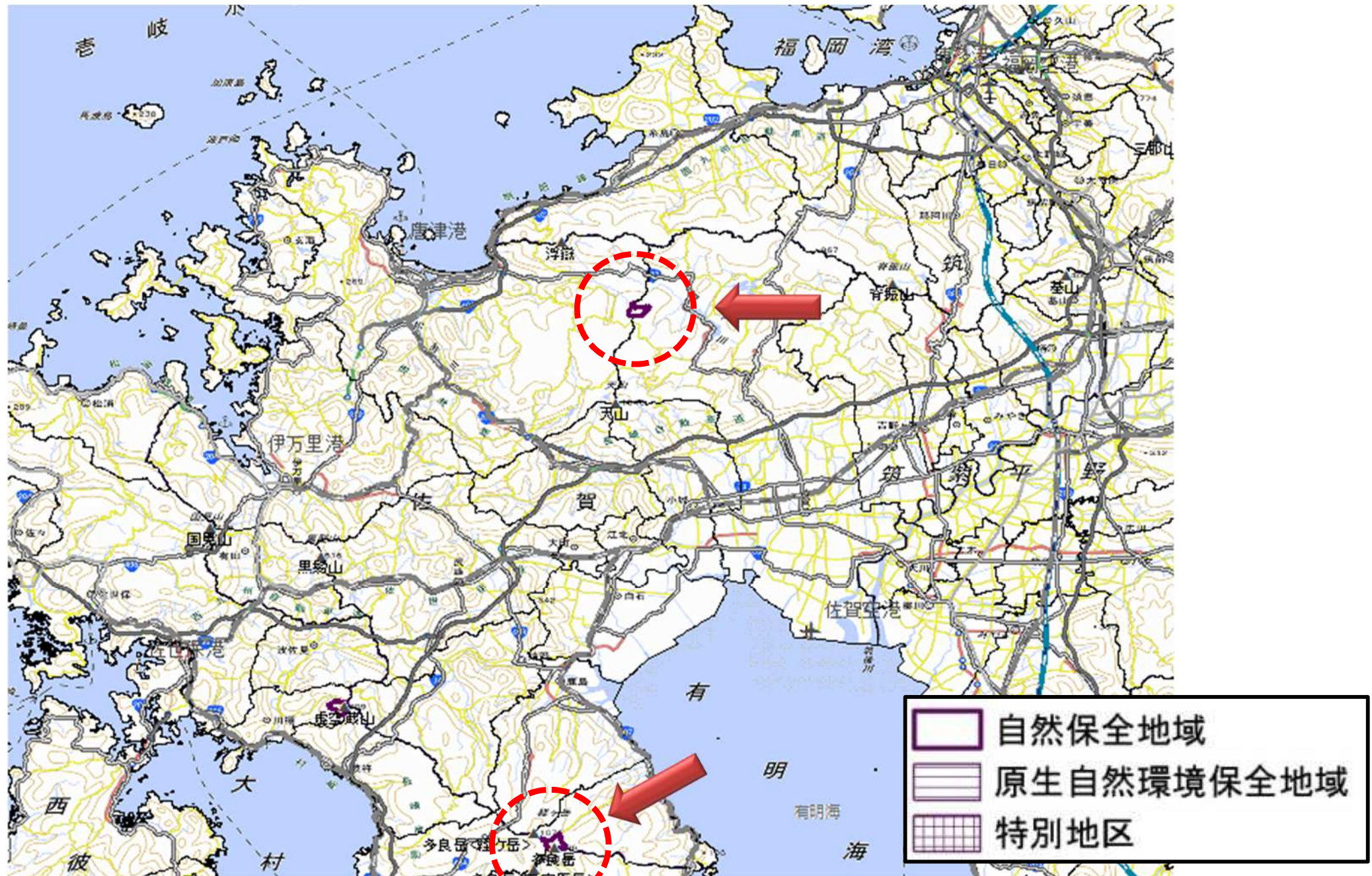
図の中心位置： 33.277, 130.123（北緯,東経） 縮尺 1:500000

自然公園地域（自然公園法＋自然公園条例区域）



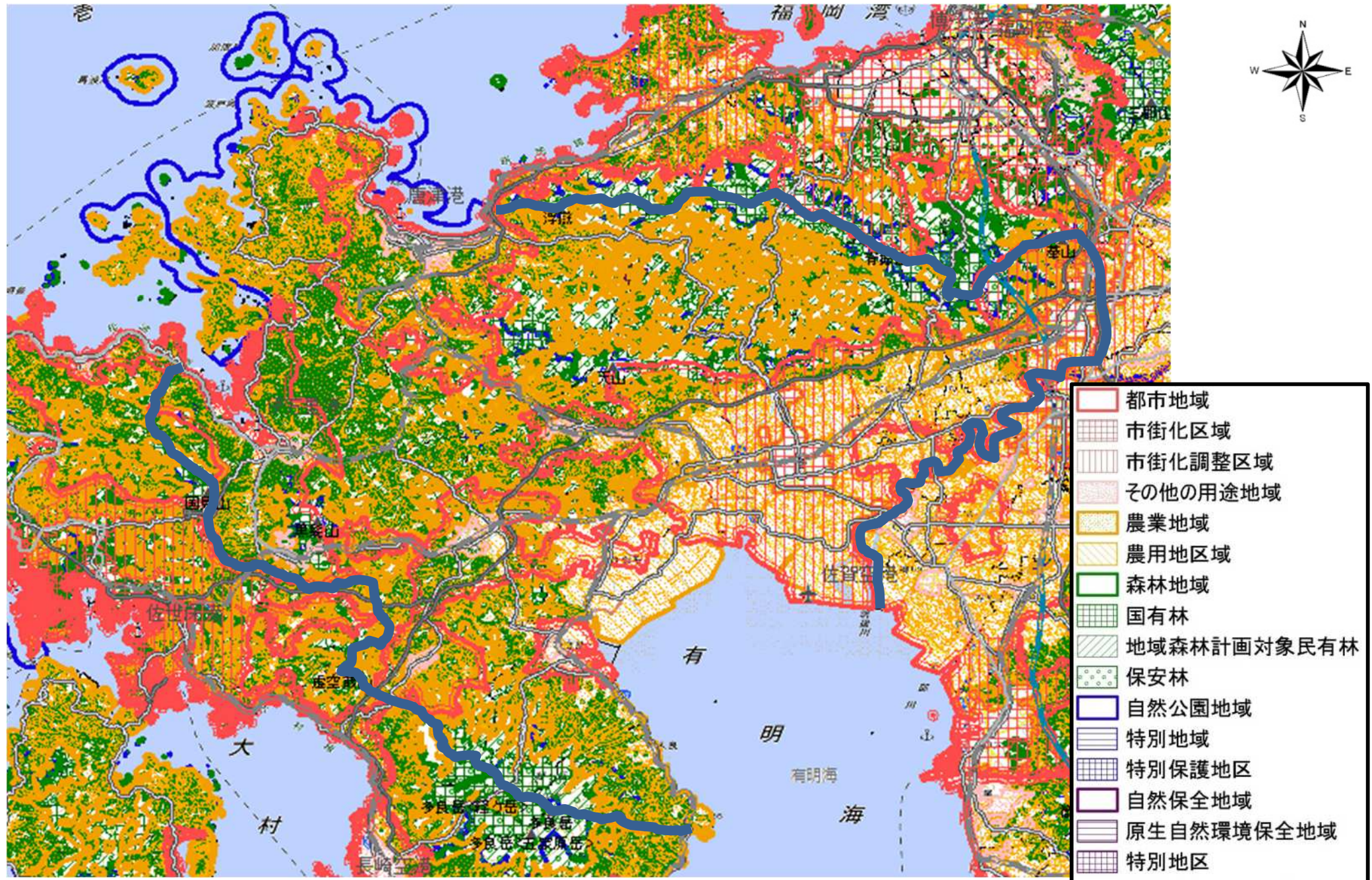
図の中心位置： 33.277, 130.123（北緯,東経） 縮尺 1:500000

自然保全地域（自然環境保全法（県内は指定なし））＋自然環境保全条例区域）



図の中心位置： 33.306, 130.123（北緯,東経） 縮尺 1:500000

佐賀県土地利用基本計画図（縮尺：50万分の1）



図の中心位置： 33.277, 130.123（北緯,東経） 縮尺 1:500000